

令和5年度
ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育ご案内
URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会山形県支部

高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では作業床の設置を義務づけています。(安衛則第518条第1項)しかし、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合もあります。

ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働安全衛生規則の改正(平成28年7月1日施行)に伴い、「ロープ高所作業に係る業務」は特別教育の対象業務に追加となりました。

建災防山形県支部では、実技専用設備を用意し、学科4時間・実技3時間の特別教育を開催いたします。計画的に受講されますようご案内申し上げます。

1 講習日時【学科・実技日程】

日 程	講習会場
令和5年 4月 25日 (火) 8:30~16:55	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL: 0237-83-2211
令和5年 9月 28日 (木) 8:30~16:55	

注意事項 ①当日は実技ができる服装でおいで下さい。(長袖・長ズボン又は作業用つなぎとなります)
②ヘルメットは各自で準備してください。

2 受講資格 (下記の何れかに該当する方)

「ロープ高所作業」に係る業務に従事している者

3 講習カリキュラム

(学科: 4時間)

- ・ロープ高所作業に関する知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・1時間
- ・メインロープ等に関する知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・1時間
- ・労働災害の防止に関する知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・1時間
- ・関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1時間

(実技: 3時間)

- ・ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに安全帯及び保護帽の取扱い・・・・・・・・・・2時間
- ・メインロープ等の点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1時間

4 受講料 (受講料・教材費には、消費税含む。)

区 分	一 般	建災防会員 (会員には受講料2,500円補助)
受講料・教材費	受講料 12,300円 教材費 2,200円	受講料 9,800円 教材費 2,200円
	合 計 14,500円	合 計 12,000円

【注意】 人材開発支援助成金は、講習終了後2ヵ月以内の申し込み手続きとなります。

5 受講申込方法、手続き

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可

(注1) 上記①を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

(注2) **定員(40名)**になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。（講習5日前まで納入すること）
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL: 0237 (83) 2211 FAX: 0237 (83) 2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通No. 0189758
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通No. 0063838
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

5 修了証 所定の科目を受講した者に講習終了後、即日交付となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

- 講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「特別教育 統合修了証」を発行します。
- 建災防山形県支部発行の「特別教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。
※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。
※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

6 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 受講者は**8時20分まで集合**し受付に受講票を提示してください。
- ③ 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意下さい。
- ④ 受講料納入後、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く。)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索 